



出店要項

福島県立博物館では、会津の武家文化、若松城下の商工文化、雪国のくらしとものづくり文化という会津ならではの3つの文化を、若松城三の丸跡に建つ当館から発信する「三の丸からプロジェクト」を実施しています。

そのうち、若松城下の商工文化、雪国のくらしとものづくり文化をご紹介します入口として、2021年より博物館前庭をメイン会場に、「雪国ものづくりマルシェ」を開催してきました。

「雪国ものづくりマルシェ」は、若松城下の歴史・商工文化の中で受け継がれ、今に伝えられるものづくり文化や、雪深い会津の風土に根差したものづくり文化、会津の水と土と人の手によって育まれてきた食文化の魅力を伝え、作り手と買い手・使い手の出会いを生むことで、会津のものづくり文化がより豊かになり未来へつながることをめざしています。

本マルシェは、会津のものづくりと恵みをくらしの中に持ち帰ることのできる物販と、会津のものづくりを参加者が体験するワークショップによって構成し、会津の自然や歴史に向き合い、丁寧に生み出された「ほんもの」を提供します。

一緒に会津の恵み、これからを考えてくださるみなさまの出店をお待ちしています。

★運営体制が新しくなります。

上記の目的を実現するため、雪国ものづくりマルシェは新たに自立的な運営体制をとることにいたしました。一般社団法人会津地域文化藝術フォーラムと福島県立博物館との共催により開催します。

文化芸術による創造的な地域づくりに取り組む一般社団法人会津地域文化藝術フォーラムと協働することにより、博物館ならではのマルシェ、出店者のみなさまと共につくるマルシェ、来場者も出店者も一緒に楽しみを分かち合うマルシェを、より円滑に継続的、自立的に運営して参ります。

名 称：三の丸からプロジェクト 雪国ものづくりマルシェ2024春

主 催：一般社団法人会津地域文化藝術フォーラム、福島県立博物館

運営委託：株式会社関美工堂

開催日程：令和6年5月18日（土）16:00～19:00(宵マルシェ)

令和6年5月19日（日）9:30～17:00 雨天決行・荒天中止

会 場：福島県立博物館前庭・雪国ものづくり広場「なんだべや」・エントランスホール

出店内容：会津漆器・会津木綿・編み組・からむしなど会津のものづくり、会津の地酒、会津の農産物を用いた
フードなど

出店料：①飲食：売上の15%、②食品の販売：売上の15%、③飲食+食品の販売：売上の15%、④飲食+酒
販：売上の15%、⑤物販：売上の30%、⑥WS+物販：物販の売上の30%（WSの参加費に出店料
はかかりません）

※自立的な運営のため、出店者のみなさまからの出店料をいただく形に移行します。当マルシェの趣旨にご賛同いただき、ご理解
を賜りますようお願いいたします。

駐 車 場：福島県立博物館 職員用駐車場

設 備：・テント（2600×2600×H2400）1張 ・テント内ライト

・テント内電源（事前申請が必要です） ・福島県立博物館貸出テーブル（個数制限有、応相談）

募集店舗数：30店程度

【出店について】

- 出店は会津漆器、会津木綿、編み組、からむし織、会津の農産物、会津の農産物を用いたフードなど会津の地域素材を用いた会津地域の文化・ものづくり・食文化に関するものに限定させていただきます。
- ものづくりに関する出店は19日（日）をメインとしますが、18日（土）もご希望の方は出店いただけます。
- 応募が多数の場合は出店内容を考慮し、選考させていただきます。パンフレットやその他の媒体によってもものづくりの歴史や背景を紹介できる店舗、オーガニック・無農薬野菜を使用しているなど環境配慮のある店舗を優先します。
- イベント当日出店内容がご応募の内容と異なる場合や当イベントの趣旨にそぐわないと判断した場合出店をお断りさせていただくこともございます。
- 選考結果についてのお問合せには一切お答えできませんのでご了承ください。
- **電気の使用容量**に関しては、使用を予定している機器の取り扱い説明書等に明記されておりますのでご確認頂き、**申請時に申告**してください。電気の使用量を制限させていただく場合がありますので予めご了承ください。
- ブースの配置は事前に事務局で決めさせていただきます。ブーステントを用意しますので持ち込みテント・パラソルのご利用はご遠慮ください。キッチンカーでの出店は可能です。
- **テントの設営・撤収にご協力ください。**骨組み・ライトの設置はスタッフが行いますが、天幕・横幕、おもり、葦簀の設置等は各自で行なっていただきます。※詳しくは出店者説明会でご説明いたします。また、当日スタッフがサポートします。
- 宗教勧誘・暴力団関係者その他法律や公序良俗に反すると当方が判断する出店は固くお断りします。（※）

【飲食店舗について】

- 飲食出店は**両日出店可能**な出店者を優先します。
- 食品衛生責任者もしくは食品衛生管理者の資格を有したスタッフを従事させるか、上記資格を有した者から指導を受けたスタッフを従事させてください。

【出店までの流れ】



募集要項の内容について説明会を行います。可能な方はご参加ください。
4月25日（木）15：30～ 場所：福島県立博物館実習室+オンライン
オンライン参加ご希望の方は下記【出店に関するお問合せ先】までご連絡ください。

出店ご希望の方は申込書・誓約書、出店申し込みフォームに記入し、メールにて提出をお願いいたします。
申込先：contact@aizu-bungei.or.jp
4月30日（火）がお申し込み締め切りとなります。

（事務局）

出店の可否を5月3日（金）に事務局よりメールで通知致します。
出店者連絡用LINEグループにお入りいただき、以後はLINEにてご連絡いたします。
お申し込み後、止むを得ずキャンセルをご希望される場合には開催日の1週間前までご連絡をお願いいたします。

出店者説明会を開催します。
5月7日（火）15：30～ 場所：福島県立博物館実習室+オンライン
当日の搬入ルールやイベント開催時のポイントなどを共有します。

18日の出店者は18日の14時から搬入可能です。（予定）
テントの設営にご協力ください。
搬入スケジュール・テント設営の詳細は事前説明会でご案内します。

19日の出店者は19日の8時から搬入可能です。（予定）
テントの設営にご協力ください。
搬入スケジュールの詳細は事前説明会でご案内します。

マルシェ終了後、出店料を現金でお支払いいただきます。
19日の17時30分から搬出可能です。テントの解体にご協力ください。
出店場所の掃除をし、元の状態に戻して頂き終了です。
出店者アンケートを本部にご提出ください。
お疲れ様でした！

※大型物品などの事前搬入については応相談。詳しくは出店者説明会でご案内します。

出店申し込みは4月30日（火）が締め切りです。締め切り後は受付できませんのでご了承ください。

出店条件※は下記に該当するものを言う。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(2) 県税を滞納している者でないこと。

(3) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(4) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

(5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でない者。

【雪国ものづくりマルシェ出店者公募事務局】

一般社団法人会津地域文化藝術フォーラム

〒966-0014 福島県喜多方市関柴町西勝井戸尻4-8-1

【出店に関する問い合わせ先】

株式会社関美工堂

〒965-0805 福島県会津若松市天寧寺町7-3-8

Tel 0242-27-3200

E-mail contact@aizu-bungei.or.jp

担当：吉田・安藤

※出店が決まった出店者には「雪国ものづくりマルシェLINEグループ」にお入りいただき、以後各種ご連絡はLINEにて行います。LINEのアカウントをお持ちでない出店者は取得いただくようお願いいたします。お問合せにもご利用ください。